

平成 25 年 11 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社足利ホールディングス
代 表 者 名 代表執行役社長 藤 澤 智

(コード番号：7167 東証)

問 合 せ 先 執行役経営企画部長 松 下 正 直

(TEL. 028-622-8411)

募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成 25 年 11 月 14 日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所への上場に伴う募集株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- (1) 募 集 株 式 の 数 当社普通株式 55,000,000 株
- (2) 募集株式の払込金額 未定（平成 25 年 11 月 29 日の取締役会で決定する。）
- (3) 払 込 期 日 平成 25 年 12 月 18 日（水曜日）
- (4) 増加する資本金及び
資 本 準 備 金
に 関 する 事 項 増加する資本金の額は、平成 25 年 12 月 10 日に決定される
予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第 14 条第 1 項
に基づき算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額
とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数
を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、
資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額
とする。
- (5) 募 集 方 法 発行価格での一般募集とし、野村証券株式会社、三菱UFJ
モルガン・スタンレー証券株式会社、SMBC日興証券株式
会社、みずほ証券株式会社、大和証券株式会社、株式会社S
B I証券、東海東京証券株式会社、マネックス証券株式会
社、丸三証券株式会社、水戸証券株式会社及びメリルリンチ
日本証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取
引受させる。引受価額は発行価格と同時に決定するものと
し、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行
を中止する。
- (6) 発 行 価 格 未定（募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上
の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を
勘案した上で、平成 25 年 12 月 10 日に決定する。）
- (7) 申 込 期 間 平成 25 年 12 月 11 日（水曜日）から
平成 25 年 12 月 16 日（月曜日）まで
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 株 式 受 渡 期 日 平成 25 年 12 月 19 日（木曜日）
- (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後
の取締役会において決定する。
- (11) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 8,250,000 株 (上限)
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都中央区日本橋一丁目9番1号
野村證券株式会社 8,250,000 株 (上限)
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しである。
- (4) 売 出 価 格 未定 (上記1. における発行価格と同一となる。)
- (5) 申 込 期 間 上記1. における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1. における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1. における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1. の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

3. 第三者割当増資による募集株式発行の件

- (1) 募 集 株 式 の 数 当社普通株式 8,250,000 株
- (2) 募集株式の払込金額 未定 (上記1. における払込金額と同一とする。)
- (3) 申 込 期 日 平成26年1月16日 (木曜日)
- (4) 払 込 期 日 平成26年1月17日 (金曜日)
- (5) 増加する資本金及び
資 本 準 備 金
に 関 する 事 項 増加する資本金の額は、平成25年12月10日に決定される
予定の割当価格を基礎として、会社計算規則第14条第1項
に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額
とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数
を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、
資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額
とする。
- (6) 割 当 方 法 割当価格で野村證券株式会社に割当てる。なお、割当価格が
募集株式の払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中
止する。
- (7) 割 当 価 格 未定 (上記1. における引受価額と同一とする。)
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後
の取締役会において決定する。
- (11) 上記2. に記載のオーバーアロットメントによる売出しが中止となる場合、本第三者
割当増資も中止する。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

(1) 募集株式の数及び売出株式数

- ① 募集株式の数 普通株式 55,000,000株
- ② 売出株式数 普通株式 オーバーアロットメントによる売出し
8,250,000株(※)

(2) 需要の申告期間 平成25年12月3日(火曜日)から
平成25年12月9日(月曜日)まで

(3) 価格決定日 平成25年12月10日(火曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 募集・売出期間 平成25年12月11日(水曜日)から
平成25年12月16日(月曜日)まで

(5) 払込期日 平成25年12月18日(水曜日)

(6) 株式受渡期日 平成25年12月19日(木曜日)

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行に伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、野村証券株式会社が当社株主である野村フィナンシャル・パートナーズ株式会社(以下、「貸株人」という。)から借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成25年11月14日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式8,250,000株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っております。

また、野村証券株式会社は、平成25年12月19日から平成26年1月9日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限(上限株式数)とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

野村証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

| | | | |
|-----------------|---------|--------------|------|
| 現在の発行済株式総数 | 普通株式 | 270,000,000株 | |
| | 第1種優先株式 | 10,000株 | |
| | 第2種優先株式 | 10,000株 | |
| 公募による増加株式数 | 普通株式 | 55,000,000株 | |
| 第三者割当増資による増加株式数 | 普通株式 | 8,250,000株 | (最大) |
| 増加後の発行済株式総数 | 普通株式 | 333,250,000株 | (最大) |
| | 第1種優先株式 | 10,000株 | |
| | 第2種優先株式 | 10,000株 | |

3. 増資資金の使途

今回の公募による募集株式発行における手取概算額 21,603,000 千円(*)については、第三者割当増資による募集株式発行における手取概算額上限 3,257,100 千円(*)とあわせて、その全額を蓄積した利益剰余金(自己資金)とともに、平成26年3月期中に、第1種優先株式10,000株の取得(1株につき、金2,500,000円に経過配当金相当額を加算した額)及び消却に充当する予定です。これにより、当該第1種優先株式にかかる年間配当額1,890,000千円の負担を軽減し、普通株式の配当原資の一部とします。なお、具体的な充当時期までは、子銀行である株式会社足利銀行の普通預金に預入する方針であります。

*有価証券届出書提出時における想定発行価格420円を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、今後とも企業価値向上に向けた取組みを進めるとともに、傘下の銀行等グループ企業の事業の公共性に鑑み、健全経営を確保するため、内部留保の充実を図りながら、安定配当の考え方を維持しつつ、積極的に株主の皆さまに利益還元していきたいと考えております。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保につきましては、将来の事業発展及び財務体質強化のための原資として活用させていただく所存であります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

上場後におきましては、普通株式への配当を行うことにより、積極的に株主への利益還元を実施いたしたいと考えておりますが、現時点においては、具体的内容について決定しておりません。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(4) 過去の3決算期間の配当状況（当社単体）

| | 平成23年3月期 | 平成24年3月期 | 平成25年3月期 |
|--------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 1株当たり当期純利益 | 1,145.03円 | 4.17円 | 21.45円 |
| 1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) | 普通株式 －円 (－円) | 普通株式 －円 (－円) | 普通株式 －円 (－円) |
| | 第1種優先株式 189,000円 (－円) | 第1種優先株式 189,000円 (－円) | 第1種優先株式 189,000円 (－円) |
| | 第2種優先株式 189,000円 (－円) | 第2種優先株式 189,000円 (－円) | 第2種優先株式 189,000円 (－円) |
| | | | |
| 実績配当性向 | － | － | － |
| 自己資本当期純利益率 | 4.19% | 3.21% | 5.34% |
| 純資産配当率 | － | － | － |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
 なお、平成25年10月19日付で株式1株につき100株の株式分割を行い、普通株式にかかる発行済株式総数は270,000,000株となりましたが、平成24年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しています。
2. 実績配当性向及び純資産配当率については、普通株式への配当を実施していなかったため記載しておりません。
3. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本（期首・期末の平均）で除した数値であります。
4. 当社は、平成25年10月19日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、平成23年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、平成23年3月期の数値（1株当たり配当額については全ての数値）については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

| | 平成23年3月期 | 平成24年3月期 | 平成25年3月期 |
|--------------------------|------------|------------|------------|
| 1株当たり当期純利益 | 11.45円 | 4.17円 | 21.45円 |
| 1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) | －円 (－円) | －円 (－円) | －円 (－円) |

5. ロックアップについて

上記1.の公募による募集株式発行に関連して、貸株人である野村フィナンシャル・パートナーズ株式会社、当社株主である足利ネクスト投資事業有限責任組合、ジャフコ・スーパーV3共有投資事業有限責任組合、日本興亜損害保険株式会社及び三井住友海上火災保険株式会社は、野村証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成26年3月18日までの期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、上記2.のオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びその売却価格が発行価格

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

の1.5倍以上であって、野村證券株式会社を通して行う東京証券取引所取引における売却等は除く。)等を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の平成26年6月16日までの期間中は野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行(ただし、上記1.の公募による募集株式発行、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及び上記2.のオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成25年11月14日開催の当社取締役会において決議された野村證券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。)等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの期間中であっても、野村證券株式会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注)「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当などを約束するものでなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。